

令和元年松前町条例第14号

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように公布する。

令和元年12月26日

松前町長 岡 本 靖

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。第22条及び第23条において同じ。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は報酬及び期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の受ける給与は給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額とし、その者と類似する職務に従事するフルタイム会計年度任用職員について定められた給料月額（以下「基準月額」という。）に、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に対するその者について定められた1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、町長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬が月額により難いと認めるときは、その者の基本報酬の額を日額又は時間額で定めることができる。この場合において、その日額又は時間額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、町長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。

(1) 基本報酬の額を日額で定める場合 基準月額を21で除して得た額に、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に対するその者について定められた1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額

(2) 基本報酬の額を時間額で定める場合 基準月額を162.75で除して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の調整額)

第4条 勤労の強度、勤務環境その他の勤労条件が他の職に比して著しく特殊な職を占めるパートタイム会計年度任用職員であつて、前条の規定による基本報酬の額が適当でないとするものには、その職の特殊性に基づき、町長が規則で定める額の基本報酬の調整額を支給することができる。

2 前項の基本報酬の調整額を支給を受ける者に係る第9条及び第10条第4項の規定並びに職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和43年松前町条例第22号）第3条の規定の適用については、前項の基本報酬の調整額は、基本報酬とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額の特例)

第5条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しいと認められるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、任命権者が町長と協議して定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第6条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本報酬で考慮することが適当でないとするものに従事するパートタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類、額その他特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、松前町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年松前町条例第14号）の規定による特殊勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第7条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次号において同じ。）における勤務のうち、正規の勤務時間とその時間を超えて勤務した時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務

(2) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務のうち、正規の勤務時間とその時間を超えて勤務した時間の合計が7時間45分を超える勤務

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務

2 松前町職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第9号。以下「給与条例」という。）第13条第3項から第7項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例 第13条第 3項	前2項	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松前町条例第 号）第7条第1項
	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第3項又は第4条の規定により	勤務時間条例第19条の規定に基づき任命権者が定めるところによりあらかじめ
	第17条	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条
	給与額	報酬額
	時間外勤務手当	時間外勤務手当に相当する報酬
給与条例 第13条第 4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	勤務時間条例第19条の規定に基づき任命権者が定める週休日
	第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条第1項及び同条第2項において準用する前項
	第17条	同条例第9条
	給与額	報酬額
	時間外勤務手当	時間外勤務手当に相当する報酬
給与条例 第13条第 5項	勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間	勤務時間条例第19条の規定に基づき任命権者が定めるところにより松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条第2項において準用する前項の規定による時間外勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間
給与条例 第13条第 6項	第4項	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条第2項において準用する第4項
	第17条	同条例第9条

	給与額	報酬額
	第1項	同条例第7条第1項
	第3項	同条第2項において準用する第3項
	時間外勤務手当	時間外勤務手当に相当する報酬
給与条例 第13条第 7項	第2項	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条第1項第1号
	第4項及び前項	同条第2項において準用する第4項及び前項
	第1項	同条例第7条第1項

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬)

第8条 休日等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年松前町条例第12号）第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日（当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務し、同条例第19条の規定に基づき任命権者が定めるところにより当該休日に代わる代休日を指定された職員にあっては、当該代休日）をいう。以下同じ。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に対するその者について定められた1週間当たりの勤務時間の割合で除して得た額に12を乗じ、その額を、その者と類似する職務に従事するフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分にその年における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日の合計日数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

- (1) 基本報酬の額が月額で定められている場合 その者の基本報酬の額
- (2) 基本報酬の額が日額で定められている場合 その者の基本報酬の額に21を乗じて得た額
- (3) 基本報酬の額が時間額で定められている場合 その者の基本報酬の額に162.75を乗じて得た額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 任用期間が6月以上のパートタイム会計年度任用職員であって、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職するものには、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 前項の任用期間は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間とを合算した期間とする。

(1) 基準日の属する会計年度におけるパートタイム会計年度任用職員又はフルタイム会計年度任用職員としての任用期間（到来していない任期满了日までの期間を含む。）を合計した期間

(2) 基準日の属する会計年度の前会計年度にパートタイム会計年度任用職員又はフルタイム会計年度任用職員として在職した後引き続いて基準日の属する会計年度においてパートタイム会計年度任用職員又はフルタイム会計年度任用職員となり、同会計年度の初日から当該基準日まで引き続いてパートタイム会計年度任用職員又はフルタイム会計年度任用職員である者に係る同会計年度の前会計年度におけるパートタイム会計年度任用職員又はフルタイム会計年度任用職員となった日から同会計年度の末日までの引き続いた任用期間

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬の額が月額で定められている場合 それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における基本報酬の額

(2) 基本報酬の額が日額又は時間額で定められている場合 それぞれその基準日前の当該基準日に引き続く任用期間（この期間が6月を超えるときは、基準日前の当該基準日に引き続く6月の任用期間）における基本報酬の1月当たりの平均支給額

5 第3項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

6 給与条例第19条の2及び第19条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松前町条例第号）第10条第1項」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の費用の弁償）

第11条 パートタイム会計年度任用職員には、給与条例第9条の規定により通勤手当の支給を受ける職員との権衡を考慮して、通勤に要す

る費用を弁償する。

2 前項の費用の弁償の額は、実際の通勤に要した費用にかかわらず、町長が規則で定める算出方法により算出する。

3 第1項の費用の弁償は、基本報酬の支給に合わせて行う。

4 前2項に規定するもののほか、第1項の費用の弁償の方法その他必要な事項は、町長が規則で定める。

第12条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用の弁償については、松前町職員の旅費に関する条例（昭和51年松前町条例第26号）の適用を受ける職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第13条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額とし、給与条例別表第1の職務の級1級の給料表に準拠して、町長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額）

第14条 勤労の強度、勤務環境その他の勤労条件が他の職に比して著しく特殊な職を占めるフルタイム会計年度任用職員であって、前条の規定による給料の額が適当でないとするものには、その職の特殊性に基づき、町長が規則で定める額の給料の調整額を支給することができる。

2 前項の給料の調整額の支給を受ける者に係る第19条において準用する給与条例第17条の規定、第20条において準用する第10条第4項の規定及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条の規定の適用については、前項の給料の調整額は、給料とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の額の特例）

第15条 第13条及び前条第1項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難いと認められるフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、任命権者が町長と協議して定める額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条において準用する給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 給与条例第13条第3項から第6項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例 第13条第 3項	前2項	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松前町条例第 号）第16条第1項
	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第3項又は第4条の規定により	勤務時間条例第19条の規定に基づき任命権者が定めるところによりあらかじめ
	第17条	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条において準用する第17条
給与条例 第13条第 4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	勤務時間条例第19条の規定に基づき任命権者が定める週休日
	第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第1項及び同条第2項において準用する前項
	第17条	同条例第19条において準用する第17条
給与条例 第13条第 5項	勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間	勤務時間条例第19条の規定に基づき任命権者が定めるところにより松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第2項において準用する前項の規定による時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間
給与条例 第13条第 6項	第4項	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第2項において準用する第4項
	第17条	同条例第19条において準用する第17条
	第1項	同条例第16条第1項
	第3項	同条第2項において準用する第3項

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第17条 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条において準用する給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)

第18条 第21条及び第22条に定めるものを除くほか、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当及び宿日直手当については、給与条例の規定によりこれらの手当の支給を受ける職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 給与条例第17条は、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、同条中「給料月額」とあるのは、「給料の額」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 第10条(第6項を除く。)並びに給与条例第19条の2及び第19条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第10条第4項中「基本報酬」とあるのは「給料」と、給与条例第19条の2中「前条第1項」とあるのは「松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年松前町条例第 号)第20条において準用する同条例第10条第1項」と読み替えるものとする。

(給与の支給)

第21条 給与(期末手当を除く。次項において同じ。)の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給与は、毎月1回、その計算期間の翌月の規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、給与条例第9条第5項に規定する支給単位期間に係る最初の月の町長が規則で定める日に、当該支給単位期間に係る全額を支給する。

(給与の減額)

第22条 会計年度任用職員が勤務しないとき(その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除く。)は、その勤務しない1時間につき、パートタイム会計年度任用職員にあっては第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を、フルタイム会計年度任用職員にあっては第19条において準用する給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(その他の事項)

第23条 この条例に定めるものを除くほか、会計年度任用職員の給与の支給については、給与条例の規定により給与の支給を受ける職員の例による。

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。